



令和3年2月26日  
四国運輸局

## 旅客船事業者に対する安全確保命令について

四国運輸局は、「輸送の安全を阻害している事実がある」と認められた下記事業者に対して、海上運送法第19条第2項に基づき、「輸送の安全を確保するため必要な措置」を講ずるよう、本日命令書を交付しました。

記

### 【事業者概要】

事業者名等：株式会社高松海上タクシー(人の運送をする内航不定期航路事業者)

### 【事故概要】

令和2年11月19日、「Shrimp of Art」(総トン数19トン)が、旅客60名(大人8名、小学6年生52名)を乗せて高松港出港後、瀬戸大橋周辺遊覧中に大黒島橋下を西側から東側へ通過する際、暗礁に乗り揚げ沈没する事故が発生した。

### 【主な原因】

事業者において、事前の航路に対する安全性検討が不十分であったこと、また、船長は、航行中に暗礁の存在認識が無いまま航行して、本船を暗礁に乗り揚げさせた。

### 【命令内容】

1. 安全統括管理者・運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、安全管理規程や関係法令を社員に遵守させること。
2. 運航管理者は、安全管理規程に定められた運航計画を事前に作成するとともに、運航計画作成時には、使用船舶の性能、航路の交通状況、自然的性質等について安全性を十分に検討すること。
3. 船長は、GPS機能等を十分に活用して航行中の水路状況の把握に努めること。
4. 船長は、基準経路、避険線のほか、事前の安全性確認時に気付いた必要と認める事項の海図記入を徹底すること。
5. 安全統括管理者は、安全管理規程並びに関係法令の安全教育を定期的実施し、運航管理者は、その概要を記録すること。
6. 安全統括管理者は、今般の重大事故を踏まえて事故処理に関する訓練を年1回以上実施し、運航管理者は、その概要を記録すること。

(問い合わせ先)

四国運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

担当：青木・折村

TEL：087-802-6830